

あおもり産品キャッチフレーズ・ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あおもり産品キャッチフレーズ・ロゴマーク（以下「キャッチフレーズ・ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャッチフレーズ・ロゴマーク)

第2条 キャッチフレーズ・ロゴマークの形状及び色は、別図に掲げるものとする。

2 キャッチフレーズ・ロゴマークに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利をいう。）は、全てあおもり産品販売促進協議会に帰属する。

(使用申請)

第3条 キャッチフレーズ・ロゴマークを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、あらかじめあおもり産品キャッチフレーズ・ロゴマーク使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して、あおもり産品販売促進協議会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 企画書
- (2) その他参考となるもの

(申請の省略)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合には、使用申請の手続きを省略することができる。

- (1) 青森市があおもり産品の知名度の向上及び販路拡大等の目的において使用する場合。
- (2) その他申し出ることを必要としないと会長が認めた場合。

(使用許可)

第5条 会長は、申請書の提出があったときは、その内容について審査し、許可することが適当であると認める場合には、あおもり産品キャッチフレーズ・ロゴマーク使用（変更）許可通知書（様式第2号。以下「許可通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。なお、次に掲げる各号いずれかに該当する場合には、許可の対象とはならない。

- (1) キャッチフレーズ・ロゴマークの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合。
- (2) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援するような誤解を与えるおそれがある場合。
- (3) 自己のロゴマーク及び商標または意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれがあると認められるもの。
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
- (5) その他、許可することが不適切と認められるもの。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) あおもり製品のPR及びイメージアップにつながる事業に使用すること。
- (2) キャッチフレーズ・ロゴマークのイメージを損なう展開及び応用使用をしないこと。
- (3) 承認された用途のみに使用すること。

(使用料)

第7条 キャッチフレーズ・ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の期間)

第8条 キャッチフレーズ・ロゴマーク使用許可期間は、第4条第1項の規定により使用を許可した日から起算して1年間とする。

(許可内容の変更)

第9条 使用者は、許可通知書の許可内容について変更しようとするときは、あらかじめあおもり製品キャッチフレーズ・ロゴマーク使用許可内容変更申請書(様式第3号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第4条第1項の規定は、会長が前項の許可をする場合について準用する。

(許可の取消し)

第10条 会長は、申請書の内容に虚偽があると認めるとき、又は第5条の規定に該当すると認めたときは、その許可を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により許可の取消しをしたときは、あおもり製品キャッチフレーズ・ロゴマーク使用許可取消通知書(様式第4号)により、使用者に通知するものとする。

3 許可を取り消された使用者は、直ちに使用を中止し、使用物の回収、撤去等を行わなければならない。

(免責)

第11条 前条の規定により、キャッチフレーズ・ロゴマークの使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

2 使用者がキャッチフレーズ・ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、会長は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わない。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成30年7月18日から実施する。